

# 修士論文要旨

法学研究科 法律学専攻

学籍番号 : LM19001

氏 名 : 渡邊 辰彦

指導教授 : 肥後 治樹

論 文 題 目	
和 文	租税優先権に基づく差押と債権譲渡との関係についての一考察
英 文	A study on the Relationship between the seizure stipulated by the National Tax Collection Act and the assignment of claims in the principle of tax claim priorities

## 【論文の構成】

はじめに

第1章 債権差押と債権譲渡が競合した判例の検証

第2章 国税徴収法8条と債権譲渡との関係

第3章 第三債務者に対する差押債権と譲渡債権の優劣

第4章 滞納処分差押と強制執行の差押の差異

第5章 租税債権者と供託

第6章 差押と債権譲渡における租税優先権の意義

終わりに

## 【論文の内容】

### 1. 研究の目的

租税債権は、私法上の債権とは異なり、自力執行権が与えられ、他の債権に対しても一般的優先権が認められており、租税が公共サービスを提供するための資金として強い公益性を有していることと、私債権と異なり直接の反対給付を伴わず、任意に履行される可能性が低いこと等を考慮して、国税徴収法8条や地方税法14条では、原則として他の債権に先だって徴収する旨を定めている。

このような強力な権限を有する租税債権と私債権が競合し優劣を決する判例は幾つも存在するが、質権・抵当権、先取特権、仮登記により担保される債権及び譲渡担保により担保される債権と租税債権が競合した事例が多数である。しかし、本稿で注目したいのは、租税債権と債権譲渡が同時に競合した場合の優劣であり、各通知の同時送達における差押と譲渡の優劣の判断は、専ら判例で示された基準に従い決することとなっている。

租税債権に係る差押通知と債権譲渡通知が同時に送達され、債権差押と債権譲渡が競合した事例は、管見の限りでは最高裁第三小法廷平成5年3月30日判決（最高裁判所民事判例集47巻4号3334頁）（以下「平成5年判決」という。）のみである。

この平成5年判決は、租税債権徴収のための差押と債権譲渡が競合した事例において、差押通知と譲渡通知がきわめて近接した時間に第三債務者に到達し、その先後関係が不明であるとして第三債務者がその債権を供託に付したときは、債権差押と債権譲渡の優劣は等位であるとして、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金（債権）を案分するという判断が示されている。

しかし、この供託金（債権）を案分するとした判断について、最高裁は「公平の原則に照らし」と示したのみであるため、筆者は、平成5年判決につき、先述したように、租税債権に一般的優先権が与えられていることも考慮して判断すべきではないだろうかと疑問を抱いた。

したがって本稿は、同時送達事例について、差押債権者及び債権譲受人が第三債務者に

対し支払を求めた場合について、まず、第三債務者が供託を行わず、強制執行に移行した場合、次いで、第三債務者が供託を行った場合の 2 つの視点から租税債権と私債権の優先劣後のあり方について検討を行い、平成 5 年判決の妥当性や今後の課題になるであろう問題点を提起することを目的としている。

## 2. 研究の概要

第 1 章では、債権差押と債権譲渡が競合した判例の検証を行い、平成 5 年判決に加え、その先行判例である最高裁第一小法廷昭和 49 年 3 月 7 日判決（最高裁判所民事判例集 28 卷 2 号 174 頁）（以下「昭和 49 年判決」という。）と最高裁第三小法廷昭和 55 年 1 月 11 日判決（最高裁判所民事判例集 34 卷 1 号 42 頁）（以下「昭和 55 年判決」という。）の 2 つの判例についても判決内容等を確認し、債権差押と債権譲渡が同時に競合した事例における判例法理や優劣の決定基準等を確認した。

まず、平成 5 年判決は、昭和 49 年判決と昭和 55 年判決を踏襲する立場にある判決であり、各通知の到達の先後関係が不明であり優劣を決することができない場合であっても、それぞれの立場において取得した第三債務者に対する法的地位は変容せず、租税債権者は国税徴収法上の取立権を取得し、債権譲受人は差押の存在にかかわらず、第三債務者に対して債権の給付を求める訴えを提起し勝訴判決を得ることができるのであるが、このような場合には互いに相手方に対して優先的地位にある債権者であると主張することが許されない旨を示したことを確認した。

そして、昭和 49 年判決では、債権が二重に譲渡された場合の譲受人間の優劣は、確定日付のある通知が債務者へ到達した日時先後により優劣を決するとする「到達時説」によって決定することが示されたことを確認した。

次に、昭和 55 年判決では、債権が二重に譲渡され、さらにこれに加え、「債権差押通知」と「債権譲渡通知」が同時に第三債務者に到達し、「到達時説」による基準では優劣を判断できない場合には、各債権譲受人は、その給付を求める訴えを提起し、勝訴判決を得ることができるが、その判決に基づき強制執行が行われた場合には、第三債務者は当該債権につき他に差押が存在することを理由に執行手続が満足的段階に進むことを阻止しうることを示されたことを確認した。

第 2 章では、国税徴収法 8 条と債権譲渡の関係の検討を行った。具体的には、国税徴収法 8 条の立法趣旨や、租税債権に一般的優先権が認められている根拠等について確認し、一般的優先権の性格等について確認した。さらに、一般的優先権の及ぶ範囲について、「差押」の段階ではなく、「強制換価」の段階において効力が及ぶことについて、判例を踏まえながら確認した。その上で、租税債権者と債権譲受人の優劣について、民法 467 条 2 項にいう「第三者」に租税債権者は含まれるのか否か検討を行い、「譲渡された債権そのものについて両立しえない法的地位を取得した第三者に限る。」と解されていること等から、

債権譲受人が第三者対抗要件を具備した場合は、租税債権者に対抗しうるものであるから、同時送達において債権譲渡が有効なものであり、第三者対抗要件を具備している場合は、差押と譲渡は等位であり、優劣を判断できないことを確認した。

第3章では、第三債務者に対する差押と譲渡の優劣について、第2章までの検討・考察等の結果を踏まえ、差押通知と譲渡通知の同時送達事例について、第三債務者が供託を行っていないと想定した場合において、差押債権者及び債権譲受人が第三債務者に対し支払を求めた場合について、差押と譲渡の優劣や、第三債務者に対する法的関係の検討・考察を行った。その結果、債権譲受人は第三債務者に対し債権の給付を求める訴えを提起し勝訴判決を得ることができるが、第三債務者は当該債権につき他に差押が存在することを理由に執行手続が満足的段階に進むことを阻止しうることから、実際問題としては、差押手続の着手が先に開始されると考えられるが、これをもって直ちに差押が満足的段階に進むとは言えず、その結果、強制換価の段階まで差押と譲渡の優劣を判断することはできないと考えられた。しかし、強制換価の段階においては、差押の根拠法令によって対応が異なるのではないかと考えた。

すなわち、差押債権が租税債権の場合は、国税徴収法に規定される租税債権に係る一般的優先権により、租税債権者は優先的に弁済を受けられるが、差押債権が私債権の場合は、民事執行法上は優先権は存在しないので、依然として債権譲受人との間で優劣を判断できないと考えられるのではないかという仮説の構築に至った。

第4章では、昭和49年判決の民事保全法に基づく仮差押や、昭和55年判決の厚生年金保険法に基づく差押につき、「滞納処分の差押」と「強制執行の差押」に分類し、その性質の差異を確認し、さらに、滞納処分の執行には、民事執行法の規定は適用されないとする判例を確認することにより、先の仮説につき補強を図った。

第5章では、差押通知と譲渡通知の同時送達事例について、第三債務者が供託を行った場合の差押債権者と債権譲受人の優劣関係や、第三債務者に対する法的関係の検討・考察を行った。

具体的にはまず、供託制度や、債権差押通知と債権譲渡通知の同時送達事例における供託等について、平成5年判決以降は、同時送達事例では、第三債務者は債権者不確知を理由に供託を行うことができるようになったことから、実務上、同時送達事例においては、供託が行われるであろうことを確認した。

次に、国税滞納処分の差押の供託金配当に関する判例等を踏まえながら、供託金の還付請求権が一般的優先権の効力が及ぶ範囲にあるかについて検討・考察を行った。

その結果、判例からは、供託金の還付請求権についても一般的優先権の及ぶ範囲にあるのではないかと考えられた。しかし、同時送達事例では、差押と譲渡の競合についても、判例は二重譲渡と同様に解決を図っており、供託金の還付請求権については、差押債権者も債権譲受人と同等の地位にある債権者として請求をすることになると考えられ、仮に

そうだとすると、差押の根拠法令にかかわらず、一律に債権譲受人と同等であり、優劣を判断することはできないという結果に至った。

これにより平成 5 年判決で、供託金を案分するという判断に至ったのは妥当であるという結論に至った。

第 6 章では、これまでの検討・考察について整理し、問題提起を行っている。

具体的には、第 3 章、第 4 章の検討・考察結果から、同時送達事例において、強制執行の手続に移行した場合は、最終的に差押の根拠法令の違いによって、差押と譲渡の優劣を決定できる場合と、できない場合の 2 つに分かれると考えることができる。しかし、第 5 章の検討・考察の結果からは、第三債務者が供託を行った場合は、判例は二重譲渡の事例と同様に問題の解決を図っている結果、差押の根拠法令にかかわらず、差押債権者は、債権譲受人と同様の地位にあると考えることができる。そして、強制執行手続に移行しないことから、依然として差押と譲渡の優劣を判断できないと考えられる。この結果、租税債権等の滞納処分の差押のみ、譲渡との優劣に差異が生じると考えることができるのではないだろうか、そしてこの差異が生じる原因は、差押と譲渡の競合問題を二重譲渡と同様に解決を図ろうとする判例法理にあるのではないだろうか。また、第 4 章で差押の性質の差異を確認した結果を受けて、差押は根拠法令の違いにかかわらず、手続的には共通するものではあるが、強制執行の差押と滞納処分の差押の形式的な違いも踏まえて、同時送達における差押と譲渡の優劣を検討する必要があるのではないかと筆者は考える。

#### 【主要な参考文献】

- ・池田真朗『債権譲渡の研究』（弘文堂、増補第 2 版、平成 16 年）
- ・磯村哲『注釈民法（12） 債権(3)』（有斐閣、初版、昭和 45 年）
- ・伊藤進「指名債権の二重譲渡と確定日付ある通知の同時到達」『昭和 55 年度重要判例解説』ジュリスト臨時増刊 743 号（有斐閣、昭和 56 年）
- ・金子宏『租税法』（弘文堂、第 23 版、平成 31 年）
- ・塩野宏『行政法 I（行政法総論）』（有斐閣、第 6 版、平成 27 年）
- ・中里実『財政と金融の法的構造』（有斐閣、初版、平成 30 年）
- ・中野貞一郎『民事執行法』（青林書院、増補新訂 6 版、平成 22 年）
- ・吉国二郎他編『国税徴収法精解』（大蔵財務協会、第 19 版、平成 30 年）
- ・我妻栄『担保物権法』（岩波書店、新訂、昭和 47 年）
- ・我妻榮他『我妻・有泉コンメンタール民法－総則・物権・債権－』（日本評論社、第 6 版、令和元年）